

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年9月28日（木）13時30分～16時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者
原子力規制庁
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、松田室長補佐、佐藤室長補佐、森審査班長
植木技術参与（Web会議システムによる出席）
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当2名（Web会議システムによる出席）
廃炉・安全品質室 担当2名（Web会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当6名（うちWeb会議システムによる出席4名）
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
担当9名（うちWeb会議システムによる出席5名）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（放射性物質分析・研究施設第2棟の設置）について、資料に基づき、主に以下の説明があった。
 - まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性（コンクリートセル付帯設備の耐震性評価について）
 - まとめ資料 5.2 臨界防止（燃料デブリ等が試料ピットの底部に集積した場合の臨界安全評価）
 - まとめ資料 2.6 電源の確保
 - 第2棟における使用許可基準規則第22条等の審査資料
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について、主に以下のコメント等を伝えた。
（コンクリートセル付帯設備の耐震性評価について）
 - 「埋設設備については、設備の4面が拘束されていることから水平1方向の地震力を考慮して耐震評価を行う。」について、拘束状態に係わらず3方向からの地震力を考慮すべきと考えられることから、検討の上、表現や評価を適正化すること。
 - セル間遮へい扉の耐震計算における「遮へい体の重心高さ」や「転倒支点からボルトまでの距離」等の耐震計算で用いた寸法について、図を用いて具体的に示すこと。
 - 取付ボルトの引張応力の計算で考慮している、水平地震力と鉛直地震力の組合せについて、自重の扱いを説明すること。
（燃料デブリ等が試料ピットの底部に集積した場合の臨界安全評価）

- 今回実施した臨界安全評価について、従前の評価により算出した臨界に達しない Pu 重量と今回評価した Pu 重量の関係に加えて、今回の評価結果が想定上実態に即した又はより安全側の評価となっているか確認する観点から、使用した評価モデルの適切性について資料に示して説明するとともに、今回の評価結果が従前の評価に比べてより保守的な値となっている理由についても整理して説明すること。

(安全上重要な施設、設計評価事故、多量放出事故関係)

- 設計評価事故に係る異常事象の抽出等にあたり、明らかに設備等の安全機能に影響を与えることがない自然現象や外部人為事象等を除外することは支障がないと考えるが、具体的な異常事象を想定・抽出する際には例えば電源設備の機能喪失による影響緩和措置への影響や、作業フロー上は見えてこない取扱に係る異常事象等も網羅的に評価しているかを再確認の上、分析を実施すること。
- 安全上重要な施設となるコンクリートセル等に対して波及的影響を及ぼすおそれのある設備等について、抽出漏れがないか改めて確認した上で、それらの耐震評価結果等の具体についても資料に示して説明すること。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

6. その他

資料：

- まとめ資料 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮への適合性（抜粋）
- まとめ資料 5.2 臨界防止（抜粋）
- まとめ資料 2.6 電源の確保
- 第2棟における使用許可基準規則第22条等の審査資料について
- 起因事象一覧（案）

以上